

法人の県民税・事業税、地方法人特別税、特別法人事業税の税率表等

島根県

法人の県民税

法人税割の税率は、令和4年3月31日までに終了する各事業年度分及び各連結事業年度分の法人税割並びに同期間内における解散による清算所得に対する法人税額に係る法人税割(平成22年9月30日以前に解散した法人に限る。)について適用されま

均等割		法人税割					
資本金等の額		区分	税率				
税率(年額)			平成26年9月30日以前に開始する事業年度	平成26年10月1日から令和元年9月30日までの間に開始する事業年度	令和元年10月1日以後に開始する事業年度		
(1)	ア. 1,000万円以下の法人 イ. 均等割のみを課される公共法人及び公益法人等	21,000円	(1)	次のいずれかに該当する法人 ア. 資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人 イ. 保険業法に規定する相互会社 ウ. 法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額が1,000万円(中間申告の場合は500万円)を超える法人	5.8/100	4.0/100	1.8/100
(2)	1,000万円を超え1億円以下である法人	52,500円					
(3)	1億円を超え10億円以下である法人	136,500円					
(4)	10億円を超え50億円以下である法人	567,000円					
(5)	50億円を超える法人	840,000円					
			(2)	上記(1)以外の法人	5/100	3.2/100	1.0/100

*平成17年4月1日から令和2年3月31日までに開始する各事業年度分の均等割額については、水と緑の森づくり税として、現行の税額の5%相当額を加算して納付していただきます。

法人の事業税

外形標準課税の対象とならない法人

課税標準	区分	税率		
		平成26年10月1日から令和元年9月30日までの間に開始する事業年度	令和元年10月1日以後に開始する事業年度	
所得割 所得金額	普通法人	年400万円以下の所得金額	3.4/100	3.5/100
		年400万円を超え年800万円以下の所得金額	5.1/100	5.3/100
		年800万円を超える所得金額	6.7/100	7.0/100
	特別法人	3以上の都道府県に事務所等を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上の法人の所得金額	6.7/100	7.0/100
		年400万円以下の所得金額	3.4/100	3.5/100
		年400万円を超える所得金額	4.6/100	4.9/100
3以上の都道府県に事務所等を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上の法人の所得金額	4.6/100	4.9/100		
収入割 収入金額	電気供給業、ガス供給業、保険業、貿易保険業を行う法人	0.9/100	1.0/100	

外形標準課税の対象法人

課税標準	区分	税率			
		平成26年10月1日から平成27年3月31日までの間に開始する事業年度	平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する事業年度	平成28年4月1日から令和元年9月30日までの間に開始する事業年度	令和元年10月1日以後に開始する事業年度
所得割 所得金額	軽減税率適用法人	年400万円以下の所得金額	2.2/100	1.6/100	0.3/100
		年400万円を超え年800万円以下の所得金額	3.2/100	2.3/100	0.5/100
		年800万円を超える所得金額	4.3/100	3.1/100	0.7/100
	3以上の都道府県に事務所等を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上の法人の所得金額	4.3/100	3.1/100	0.7/100	1.0/100
付加価値割 付加価値額		0.48/100	0.72/100	1.20/100	
資本割 資本金等の額		0.20/100	0.30/100	0.50/100	

*外形標準課税の対象法人とは、法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人(資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人公共法人、公益法人、特別法人、人格のない社団等、投資法人等を除く)です。

地方法人特別税

令和元年10月1日以後開始事業年度から、地方法人特別税は廃止されることになりました。

区分	税率			
	平成26年10月1日から平成27年3月31日までの間に開始する事業年度	平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する事業年度	平成28年4月1日から令和元年9月30日までの間に開始する事業年度	令和元年10月1日以後に開始する事業年度
外形標準課税法人の基準法人所得割額	67.4/100	93.5/100	414.2/100	廃止
外形標準課税法人以外の法人の基準法人所得割額	43.2/100			廃止
収入金額課税法人の基準法人収入割額	43.2/100			廃止

*基準法人所得割額又は基準法人収入割額とは、法人の事業税(所得割・収入割)の税額をいいます。

特別法人事業税

平成31年度の税制改正により、特別法人事業税が創設されました。

令和元年10月1日以後開始事業年度から、法人の事業税とあわせて特別法人事業税の申告が必要となります。

区分	税率	
	令和元年10月1日以後に開始する事業年度	
外形標準課税法人の基準法人所得割額	260/100	
外形標準課税法人以外	普通法人の基準法人所得割額	37/100
	特別法人の基準法人所得割額	34.5/100
収入金額課税法人の基準法人収入割額	30/100	

*基準法人所得割額又は基準法人収入割額とは、法人の事業税(所得割・収入割)の税額をいいます。